

賃貸
住まいの

新婚

世帯に

NEWS

芦屋町新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金

芦屋町内の民間賃貸住宅に住む
新婚世帯に3年間で

最大 **72** 万円の
補助金を交付します！

対象期間
平成 27年 4月 1日
↓
平成 32年 3月 31日 婚姻の届出分

芦屋です 暮らす

民間賃貸住宅を活用した新婚世帯の定住化の促進を図るため、芦屋町内の民間賃貸住宅(アパート、借家等)に住む新婚世帯に対し、家賃の一部として最長36ヶ月(3年間で)最大72万円を芦屋町商工会が発行する商品券で補助します。



対象世帯

◎平成27年4月1日から平成32年3月31日までに婚姻の届出をし、かつ、夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。

◎最初の補助金の交付申請日において、婚姻の届出の日から1年以内の夫婦が世帯に含まれていること。

その他には、

- ◆世帯全員の町税等に滞納がないこと
- ◆自治区に加入していること
- ◆世帯員のいずれかが、自己の居住のために所有者との間に賃貸借契約を締結し、家賃を支払っていること
- ◆生活保護法による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助を受けていないこと

など

対象住宅

町内の民間賃貸住宅(アパート、借家など)

※ただし次の住宅は除きます。
(公営住宅。社宅、官舎、寮その他の給与住宅。借上公共賃貸住宅。対象世帯の親族(新婚夫婦の2親等以内)が所有する住宅。)

交付額

月額上限を2万円とし、最長36ヶ月(3年間)、最大72万円を商品券で交付します。

- ◆家賃(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く)から勤務先の住宅手当等を引いた額に対しての交付。
- ◆補助金は、年度ごとに芦屋町商工会が発行する商品券で一括交付します。

交付対象期間

転入または婚姻の届出をした月のいずれか遅い月の翌月分から、最長36ヶ月(3年間)分。

問い合わせ

芦屋町役場 環境住宅課 住宅係
〒807-0198福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL093-223-3540 FAX093-223-3927
詳しくは町ホームページでご確認ください。